



災害時等における雨水ポンプ場等の
事業継続支援等に関する
協定書

平成30年3月27日

鈴 鹿 市

株式会社荏原製作所



災害時等における雨水ポンプ場等の 事業継続支援等に関する協定

鈴鹿市（以下「甲」という。）と株式会社荏原製作所（以下「乙」という。）とは、災害時等により、乙により製作され、甲の所有する雨水ポンプ場等に設置されたポンプが被災したときに行う復旧支援協力、並びに津波発生時における市民等への避難地等提供及び機材提供に関して以下のとおり協定を締結する。

①避難地等は次の通りである。

所在 鈴鹿市高岡町2470
名称 株式会社荏原製作所鈴鹿事業所
屋外（収容可能面積 約1,000㎡）
屋内（収容可能人数 約50名）

②指定避難所及び行政機関への機材提供は次の通りである。

夏期 ドライクーラー貸し出し
冬期 ストーン貸出し
通年 非常用照明設備

③乙により製作され、甲の所有する雨水ポンプ場は次の通りである。

- ・江島雨水ポンプ場
- ・白子第2排水機場
- ・新北長太排水機場
- ・南浜排水機場

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する協力に関して基本的な事項を定め、災害時等により被災した雨水ポンプ場等の機能の早期復旧を行うこと並びに津波発生時における市民等への避難地等の提供、避難所及び行政機関に対する機材の提供を目的とする。

（定義）

第2条 この協定における「災害時等」とは、次に掲げるものが発生又は発生するおそれがある場合とする。

- （1） 自然災害：大規模地震、津波、風水害
- （2） その他の不測の事態

(支援業務)

第3条 この協定に基づき乙が行う支援業務は以下のとおりとする。

- (1) 被災した雨水ポンプ場等の応急復旧のために必要な業務
- (2) 津波発生時における避難地等提供に関わる業務
- (3) 指定避難所及び行政機関への機材提供に関わる業務
- (4) その他甲、乙間で協議し必要と思われる業務

(支援体制等)

第4条 乙は、協定締結後速やかに、乙の連絡体制等必要な情報を甲に提出するものとする。但し、その情報に変更が生じた場合には、速やかに甲に申し出るものとする。

(支援要請)

第5条 甲は、乙に対し災害時等により被災した雨水ポンプ場等の復旧に関し支援を要請することができる。この場合甲から乙に対し次の各号に掲げる事項を記した文書により支援要請を行うものとする。ただし、緊急時の支援要請は、文書によらず電話で行うことができるものとする。この場合、甲は乙に対し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害時等の概要
- (2) 支援要請の内容
- (3) その他の必要事項

2 甲は、乙に対し災害時等における市民等への避難地等提供を要請することができる。この場合甲から乙に対し同条第一項各号に掲げる事項を記した文書により支援要請を行うものとする。ただし、緊急時の支援要請は、文書によらず電話等もしくは市等からの申し出により行うことができるものとする。

3 甲は乙に対し災害時等に設置される指定避難所等における機材（クーラー、ストーブ、非常用照明設備）の提供を要請することができる。この場合、甲から乙に対し第一項各号に掲げる事項を記した文書により支援要請を行うものとする。ただし緊急時の要請は、文書によらず電話等もしくは市民からの申し出により行うことができるものとする。

4 乙は、甲から支援要請があった場合には、特別な理由がない限り、必要な人員・材料等をもって協力するものとする。

(報告)

第6条 乙は、甲の要請により行った支援活動が終了したときは、速やかに甲に対し次の各号に掲げる事項を記した文書により報告を行うものとする。

- (1) 設備の被災状況
- (2) 支援内容及び期間
- (3) その他の必要事項

(費用)

第7条 この協定に基づき甲が乙に対して要請した災害復旧業務に係る費用は甲の負担とする。但し、市民等への避難地等提供に係る費用は乙の負担とする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。但し、当該有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上決定するものとする。


以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年 3 月27日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

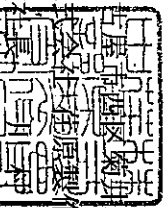
鈴鹿市

鈴鹿市長

末松則子


乙

名 株 支 二丁目22番7号


住所 中津市
光 弘